

NEW TOPICS

◆4月1日から障害者雇用義務の内容が変わります◆

障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月1日から、精神障害者の雇用が義務化され、法定の障害者雇用率の算定式に精神障害者が追加されることになりました。このことなどを踏まえて、同日から障害者雇用率が引き上げられます。ポイントは以下のとおりです。

◇障害者雇用率(4月1日より引き上げ)

雇用義務者	現在	平成30年4月1日以降	
		経過措置(3年以内)	最終値
一般の民間企業	2.0%	2.2%	2.3%
国、地方公共団体、 特殊法人等	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%

※注 今年の障害者雇用納付金の申告は、対象期間が平成29年4月1日から平成30年3月31日ですので、障害者雇用率は2.0%です。

◇報告対象事業主(1人以上の障害者の雇用義務がある事業主)

障害者雇用率が引き上げられたことで、障害者である労働者の雇用に関する状況の報告義務の対象となる事業主(報告対象事業主)の範囲が見直され、一般の民間企業においては、次のとおり変わります。

【現行:50人以上の労働者を雇用する事業主】

→ 経過措置期間は45.5人(最終的に43.5人)以上の労働者を雇用する事業主

◇障害者雇用義務の対象者に精神障害者が追加

◇法定雇用率の算定の基礎に精神障害者を含めて計算

◇精神障害者である短時間労働者の算定方法が変更

精神障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間:20時間以上30時間未満)

※対象者1人につき0.5人 ⇒ 1人

◇障害者雇用率が変更になっても、障害者雇用納付金および障害者雇用調整金の額に変更はありませんが、ご注意ください。

平成28年の申告分(平成27年4月から平成28年3月までの雇用障害者数により算出)より、常時雇用労働者数が100人超(それ以前は200人超)で、障害者雇用率(2.0%)が未達成である事業主に対しては、不足障害者数に応じ、1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付義務が発生しています。(ただし現在は、常時雇用労働者数が100人を超え200人以下の事業主の場合には、不足障害者1人につき月額40,000円の減額特例が適用されています。)

一方、常時雇用労働者数が100人超で、障害者雇用率(2.0%)を超えて障害者を雇用する事業主に対しては、その超える障害者数に応じ、1人につき月額27,000円の障害者雇用調整金が支給されます。

障害者雇用納付金申告の対象が常時雇用労働者100人超に拡大されたのが平成28年申告分からですが、昨年の申告(対象期間:平成28年4月から平成29年3月)は申告の対象外だった常時雇用労働者100人以下の会社が、常時雇用労働者が1人増えて101人以上となった場合は、平成30年の申告分(対象期間:平成29年4月から平成30年3月)から障害者雇用納付金(月額8万円)を支払わなければならないようになりますのでご注意ください。

◆労働契約の無期転換の申し込みが4月1日からスタートします◆

労働契約の無期転換制度につきまして、転換権発生の4月1日がいよいよ迫ってきました。

無期転換制度とは、同一の使用者との間の2以上の有期労働契約が、通算して5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換される制度です。

対象従業員がいる会社は対応にご注意ください。

4月の社会保険と労務

◇平成30年度の協会けんぽ(全国健康保険協会)の保険料率が決定し、3月分(4月納付分)から以下の通り変更となりました。社会保険料翌月引きの企業は、4月支給給与から新保険料率を適用してください。(健康保険料率は都道府県ごとに異なります。)

【健康保険料率】一部抜粋

- ◇東京(引き下げ) 新9.90%(労使折半・各4.95%)
- ◇北海道(引き上げ) 新10.25%(労使折半・各5.125%)
- ◇埼玉(引き下げ) 新9.85%(労使折半・各4.925%)
- ◇神奈川(据え置き) 現9.93%(労使折半・各4.965%)
- ◇熊本(引き下げ) 新10.13%(労使折半・各5.065%)

【介護保険料率】※引き下げ(全国一律)

現1.65% → 新1.57%(労使折半・各0.785%)

なお、健康保険組合の保険料率につきましては、各組合からの案内等をご確認ください。

◇1月に住民税の「給与支払報告書」を各自治体に提出した後、退職等の理由で4月1日現在在職していない従業員につきましては、「給与所得者異動届出書」を4月16日(月)までに各自治体に提出してください。

◇4月(5月納付分)より、子ども・子育て拠出金率(会社負担のみ)が、変更になる予定です(現在0.23%)。詳細は決定次第ご連絡致します。

【お断り】この欄は、相談顧問契約のお客様を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

労働保険年度更新についてのお願い

労働保険手続きをご契約頂いているお客様におかれましては、大変お手数ですが、お早めに平成29年度1年分(平成29年4月支給給与から平成30年3月支給給与)の賃金データをお送りくださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

編集後記

東京では例年より早く桜が満開になりました。新年度を迎えるにあたり、先延ばしを繰り返していたダイエットをいよいよ始めたいと思います。(田中)



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-9-4 ODAビル7階

TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672

E-mail: tsukue_sr@tsukue-partners.com

<http://www.tsukue-partners.com/>